

遠隔臨場に係る実施フロー

発注
契約

発注時に「特記仕様書」を発注図書に添付

受注者の決定

発注者と受注者で実施の協議（初回打合せ等）

実施する

実施しない

《受注者》
機器の準備
(施工計画書の作成は不要)

《受注者》
工事記録[※]を発注者へ提出
(実施できない理由を記載^{※1})

^{※1}ただし、緊急時における映像・音声による現場確認の手段について
事前に確認し、共有する

着工
施工中

《受注者・発注者》
事前の通信確認
(寸法等の近景または遠景の映像が鮮明で、音声送受信に問題がないことを確認)

《受注者・発注者》
安全確保後、遠隔臨場による立会等を実施
(受注者による静止画の保存は不要)

《受注者・発注者》
設計変更が必要な場合は、受注者の実績に基づいた見積書により工事記録^{※2}を交わす
(設計変更が必要なケースは「実施要領第6条」を参照)

《発注者》
工事記録^{※2}を踏まえ、適切に設計変更を行う

^{※2}土木工事における工事記録は、営繕工事の場合、「現場管理連絡票」に該当します。